

鹿 児 島 県 公 報

平成25年3月1日（金）第2885号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 私立学校の廃止の認可（青少年男女共同参画課取扱い） 1
○保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）
（障害福祉課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の変更（3件）（農地整備課取扱い） 3
○公共測量の終了（監理課取扱い） 4
○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 4
○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4
○道路の位置指定（北薩地域振興局取扱い） 5
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
○道路の位置指定（大隅地域振興局取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 6
○平成25年度技能検定（前期）実施公告（雇用労政課取扱い） 8
○平成25年度技能検定（随時）実施公告（雇用労政課取扱い） 10
○一般競争入札公告（4件）
（管財課取扱い） 11
（総務課取扱い） 14
（かごしま県民交流センター取扱い） 16

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 21
○鹿児島県公安委員会の事務の委託に関する規則（※）（総務課取扱い） 21

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 22
○警備員等検定合格者審査実施公告（生活安全企画課取扱い） 24

告 示

鹿児島県告示第188号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名 称 | 位 置 | 設置者 | 認可年月日 | 廃止期日 |
|-------|------------------|--------------|----------------|----------------|
| 勝目幼稚園 | 南九州市川辺町上山田1915番地 | 学校法人 勝目学園 | 平成25年 2月15日 | 平成25年 3月31日 |

鹿児島県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字石之野迫7766番，字虎殿迫7788番，7789番4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第190号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局 | | 指定年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|-------|----------------|---------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| なごみ薬局 | 奄美市名瀬和光町31番15号 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第191号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 病院 又は 診療所 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|-----------|-----------------|---------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 加治木温泉病院 | 始良市加治木町木田4714番地 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 水間内科医院 | 奄美市名瀬鳩浜町307番地2号 | 平成25年 3月1日 | 更生医療 |
| 宮上病院 | 大島郡徳之島町亀津7268番地 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第192号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|-------|-----------------|---------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| みやび薬局 | 日置市東市来町湯田2992番地 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| マリン薬局 | 出水市平和町335番2 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| さと薬局 | 伊佐市大口里358番地1 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| もりた薬局 | 伊佐市大口目丸153番地1 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| かれん薬局 | 姪良市西餅田1348番4 | 平成25年 3月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備事業）（旧：中山間地域総合農地防災）（農業用排水施設整備及び農用地保全）中種子西部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 3 月 4 日から同年 4 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）第一天北中部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 3 月 4 日から同年 4 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備及び土層改良）第二天北中部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月4日から同年4月1日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成24年12月11日鹿児島県告示第1328号で告示した公共測量の実施は、平成25年2月12日終了した旨の通知があった。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|---|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 塗木大隅線 | 志布志市志布志町田之浦字下原2717番3地先から同市志布志町田之浦字宮ヶ中2134番3地先まで | 前 | 10.4～43.0 | 290.0 |
| | | | 後 | 12.0～43.0 | 310.0 |

鹿児島県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|---------------------------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 曾津高崎線 | 大島郡宇検村大字名柄字池ン崎57番地先から同村大字佐念字白石30番地先まで | 前 | 7.7～56.4 | 1,438.7 |
| | | | 後 | 8.2～58.6 | 1,429.8 |

鹿児島県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|---------------------------------------|-----------|
| 県道 | 曾津高崎線 | 大島郡宇検村大字名柄字池ノ崎57番地先から同村大字佐念字白石30番地先まで | 平成25年3月1日 |

北薩地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年3月1日

北薩地域振興局長 前田哲志

| 指定年月日 | 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名 | 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員 | 道路の延長 |
|-----------|--|--------------|----------|-----------|
| 平成25年2月1日 | 出水市文化町374番地 有限会社パインヒル不動産 代表取締役 松岡信幸 | 出水市下知識町967番4 | 4.10メートル | 30.76メートル |

始良・伊佐地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年3月1日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------------|----------------|----------------------------|----------------|--------|------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| きりしま子ども発達支援センター | 霧島市国分中央二丁目5番6号 | 特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな | 霧島市国分中央二丁目5番6号 | 前原 利彦 | 平成25年2月14日 | 児童発達支援・放課後等サービス |

始良・伊佐地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年3月1日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|--------------------|----------------|----------------------------|----------------|--------|------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| きりしま子ども発達支援センターわかば | 霧島市国分重久319番11号 | 特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな | 霧島市国分中央二丁目5番6号 | 前原 利彦 | 平成25年2月14日 | 児童発達支援・放課後等サービス |

大隅地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年3月1日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

| 指定年月日 | 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名 | 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員 | 道路の延長 |
|------------|--|----------------------|------------------------|-----------|
| 平成25年1月31日 | 志布志市志布志町志布志三丁目3番5号 株式会社南九州不動産 代表取締役 宮田清一郎 | 志布志市志布志町志布志字新堀1196番2 | 6.04メートル～ 10.04メートル | 81.73メートル |

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年3月1日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年3月1日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ川内店生活館
薩摩川内市上川内町字新田4700番1 外12筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月9日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,459平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 88台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

- 建物西側 202平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 開店時刻 午前7時
- イ 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後3時まで
- 7 届出年月日
平成25年2月8日

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年3月1日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年3月1日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ川内宮内店
薩摩川内市宮内町字上土器手2264番 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,226平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 51台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物西側 19台
第2駐輪場 建物敷地南東側 8台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 40平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成25年2月19日

平成25年度技能検定（前期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度技能検定（前期）を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 1級及び2級

造園，機械加工（普通旋盤，数値制御旋盤，フライス盤，数値制御フライス盤，平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。），鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。），建築板金，工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。），仕上げ，電子機器組立て，電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。），建設機械整備，婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。），布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。），家具製作（家具手加工に係るものに限る。），建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。），石材施工（石張りに係るものに限る。），とび，左官，ブロック建築，タイル張り，畳製作，防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事，シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。），内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事，鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。），熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。），表装，塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾，造園，機械加工（普通旋盤，フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。），建築板金（内外装板金に係るものに限る。），工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。），機械保全（機械系保全に係るものに限る。），電子機器組立て，建築大工，とび，左官，ブロック建築，内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。），塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ工事に係るものに限る。）

なお、(1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

平成25年6月5日（水）から同年9月10日（火）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

| 等 級 及 び 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|---|---------------|
| (3級) 園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 機械保全 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾 | 平成25年7月21日（日） |
| (1級及び2級) 造園 布はく縫製 とび 防水施工 塗装 | 平成25年8月25日（日） |
| (1級及び2級) 機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供 服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施 工 | 平成25年9月1日（日） |
| (1級及び2級) 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装 飾 | 平成25年9月8日（日） |
| (単一等級) 路面標示施工 | 平成25年9月8日（日） |

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

(2) 実技試験 16,500円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。）にあつては、11,000円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

平成25年4月8日（月）から同月19日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年4月19日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を3級は平成25年8月23日（金）に、1級、2級及び単一等級は同年10月4日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、3級は平成25年8月23日（金）に、1級、2級及び単一等級は同年10月4日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、3級は平成25年8月23日（金）に、1級、2級及び単一等

級は同年10月4日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

平成25年度技能検定（随時）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度技能検定（随時）を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

- 3 技能検定の実施期日
鹿児島県職業能力開発協会が指定する日
- 4 技能検定の実施場所
鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所
- 5 技能検定試験の手数料
 - (1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）
 - (2) 実技試験 16,500円（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）
- 6 受検手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面
 - ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）
 - (2) 提出書類等の提出先
鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）
- 7 提出書類等の受付期間
原則として、技能検定の実施期日の30日前までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月29日（日）から平成26年1月3日（金）までの日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 8 合格者の発表等
 - (1) 合格者の発表
実技試験又は学科試験の可否の結果は、鹿児島県職業能力開発協会が受検者に対して書面で通知する。
 - (2) 技能検定合格証書等の交付
技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。
また、このほか、3級の技能検定の合格者には技能士章が交付される。
- 9 その他
 - (1) 随時実施の3級、基礎1級又は基礎2級の技能検定については、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用されるものである。
 - (2) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
 - (3) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。
 - (4) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。
 - (5) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (6) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。
なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次

のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県行政庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等（資格審査要綱第2条第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- (8) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。

- (10) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月27日午後3時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）1-A-2会議室
鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号

(㊧) 交付期限 平成25年3月12日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798
- 11 その他
 - (1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県議会庁舎の清掃業務） 一式
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所
鹿児島県議会庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等（資格審査要綱第2条第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加

カ える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金
銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は
積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は
個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ
らを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月27日午後4時

イ 場所 鹿児島県庁（議会庁舎3階）第4会議室
鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係
鹿児島市鴨池新町10番1号

(㊧) 交付期限 平成25年3月15日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこと

となるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。
- 6 入札の無効
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし，最低制限価格未満で申込みをした者は，失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県議会事務局総務課総務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5013
- 11 その他
 - (1) この入札は，この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は，平成25年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，役務の調達について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月1日

かごしま県民交流センター副館長 野間俊和

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の清掃業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第

302号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第8号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。

(5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。

(6) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

(7) 本県内に本社を有する者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月27日午前10時

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階大研修室第3
鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

(イ) 交付期限 平成25年3月12日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限
3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から3日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次

のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月1日

かごしま県民交流センター副館長 野間俊和

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
かごしま県民交流センター等警備業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けた者であり、第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者、かつ、第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 業務開始時において、所要の責任者及び警備員従事者の確保並びに機械機器の配備が可能であると認められる者であること。
- (7) 本県内に本社を有する者であること。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月27日午前10時50分

イ 場所 かごしま県民交流センター4階大研修室第3
鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

(イ) 交付期限 平成25年3月12日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から3日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第1号

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会運営規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条中「本部長」の次に「並びに部長並びに警察本部の課長、所長及び隊長並びに警察署長」を加え、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（緊急の場合の措置）

第12条 委員長は、緊急の必要がある場合において、会議を招集するいとまがないとき又は招集して会議を開くことができないと認められるときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員の意見を求め、過半数の意見をもって委員会の権限を行うことができる。

第11条を削り、第10条第2項中「本部の部長」を「警察本部の部長（以下「部長」という。）」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（除斥）

第10条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第2号

鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則

鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年鹿児島県公安委員会規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）の規定により、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長への委任について必要な事項を定め

るものとする。

（本部長への事務の委任）

第2条 公安委員会は、道交法第114条の2第1項の規定により、次に掲げる事務を本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を付与した事案又は聴聞若しくは意見の聴取をした事案については、この限りでない。

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）の保留
- (2) 免許の効力の停止
- (3) 前2号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与及び聴聞又は意見の聴取
- (4) 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮
- (5) 仮免許を与えること及び仮免許の取消し

2 公安委員会は、暴対法第42条第1項の規定により、次の各号に掲げる事務を本部長に委任する。

- (1) 暴対法第35条第1項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）に関する事務
- (2) 暴対法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務
- (3) 暴対法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務
- (4) 暴対法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

（警察署長への事務の委任）

第3条 公安委員会は、暴対法第42条第3項の規定により、暴対法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項の規定による命令を警察署長に委任する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する鹿児島県公安委員会の事務の鹿児島県警察本部長への委任等に関する規則（平成4年鹿児島県公安委員会規則第3号）は、廃止する。

公安委員会公告

警備業雑踏警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務1級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成25年6月1日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定試験の方法及び内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成25年4月23日（火）から同年5月2日（木）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出書類
- ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
- オ 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。）
- カ 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。）
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれをも満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成25年5月30日（木）午前9時から午後1時までとする（午前8時30分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。）。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部2階生活安全部会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

(3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 提出書類

(1) 審査申請書 1通

(2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通

(3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
1葉

(5) 旧検定合格証の写し 1通

(6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、審査申請書を受理した後は、審査手数料は返還しない。

6 審査申請書の提出先

審査申請書の提出先については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

7 申請の方法

5の提出書類を持参して6の提出先警察署に、平成25年4月30日（火）から同年5月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行う。
なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
- (2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 問合せ先

検定合格者審査についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。